

魚津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月 2日

魚津市農業委員会
会長 杉山 篤勇

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農業等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

魚津市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するための対策の強化をはかることが求められている。

特に中山間地においては、遊休農地・耕作放棄地の発生が懸念されることから、その発生の防止・解消に努める必要があります。

また、平地においては、稲作が盛んなことから、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組む必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、農業を活力あるものとするため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、魚津市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定める。

なお、この指針は、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証及び見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとする。

2 具体的な目標と推進方法

(1) 遊休農地の発生防止・解消について

ア 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年1月)	1,950 ha	8.0 ha	0.41%
3年後の目標 (平成32年1月)	1,940 ha	4.0 ha	0.21%
目 標 (平成35年1月)	1,920 ha	0.0 ha	0.00%

注：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の活動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標とする。

イ 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

(ア) 農地の利用状況と利用意向調査の実施について

- a 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による利用状況調査（農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項に規定する農地の利用の状況についての調査をいう。以下同じ。）と利用意向調査（農地法第32条第1項に規定する農地の農業上の利用の意向についての調査をいう。以下同じ。）実施については、協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、農地法の運用について（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- b 利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- c 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに農地情報公開システム（全国農地ナビ）に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

(イ) 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構（以下「管理機構」という。）への貸付け手続きを行う。

(ウ) 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区別された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化について

ア 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年1月)	1,950 ha	799 ha	40.97%
3年後の目標 (平成32年1月)	1,940 ha	998 ha	51.42%
目 標 (平成35年1月)	1,920 ha	1,196 ha	62.29%

注：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（平成5年12月富山県策定（直近変更：平成26年6月））」では、平成35年における担い手の農地利用集積率90%を目指すこととする。

イ 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

(ア) 人・農地プランの見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による協議の場を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）による人・農地プランをいう。以下同じ。）の作成と見直しに主体的に取り組む。

(イ) 機構等との連携について

農業委員会は、市、管理機構、農協と連携し、管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止、縮小を希望する高齢農家等の農地、利用券の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、人・農地プランの作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(ウ) 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない、又は受け手がいない地域で、管理機構による簡易な基盤整備事業が活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(3) 新規参入の促進について

ア 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成29年1月)	2 人 (8.8 ha)
3年後の目標 (平成32年1月)	延 5 人 (延 17.6 ha)
目 標 (平成35年1月)	延 8 人 (延 35.2 ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域で必要な経営体数を試算する。

イ 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

(ア) 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

(イ) 新規就農フェア等への参入について

市、農業等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

(ウ) 企業参入の推進について

担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(エ) 農業委員会のフォローアップ活動について

a 農業委員会の区域内において高齢化等により、農地の遊休化が深刻な地域については、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

b 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。